

## 所沢市体育協会敬弔内規

(目的)

第1条 この内規は、本会理事または加盟団体長・その他本会関係者の死去に際し、本会の名をもって弔意をあらわすことを目的とする。

(種類及び基準)

第2条 敬弔については次の各号に該当するものについて行う。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 理事または加盟団体長の死去 | 生花または弔慰金 10,000 円 |
| (2) 本会関係者の死去      | 弔電または生花           |

注：本会関係者の弔慰に際しては会長が決定する。

(報告)

第3条 敬弔の支出については、事後常任理事会に報告するものとする。

附 則

この内規は昭和60年1月26日から施行する。

この内規は平成26年8月26日から施行する。